

西脇市・黒田庄町合併協議会

第5回会議資料

日時：平成16年3月19日（金） 午後1時30分～
場所：西脇市コミュニテイセンター西脇区会館

第5回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年3月19日(金)
午後1時30分から
ところ 西脇市コミュニティセンター
西脇区会館

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第18号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

協議事項

協議第23号 消防団の取扱いについて

協議第24号 各種事業(納税関係事業)の取扱いについて

協議第25号 各種事業(生活保護事業)の取扱いについて

協議第26号 各種事業(勤労者・消費者関連事業)の取扱いについて

協議第27号 平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について

事前提案事項

協議第28号 公共的団体等の取扱いについて

協議第29号 補助金・交付金等の取扱いについて

協議第30号 各種事業(防災関係事業)の取扱いについて

協議第31号 新市まちづくり計画(将来像)について

4 その他

協議会日程 第6回 4月15日(木) 黒田庄町中央公民館
第7回 5月26日(水) 西脇市生涯学習まちづくりセンター

5 閉会

報 告 事 項

報告第18号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

P 1 ~ P 4

報告第18号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

新市まちづくり計画検討小委員会活動について別紙のとおり報告する。

平成16年3月19日

新市まちづくり計画検討小委員会
委員長 長谷川 俊 雄

第3回 新市まちづくり計画検討小委員会について

1 開催日時及び場所

日時 平成16年2月23日(月)午後6時30分～午後9時
場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター市民活動室3

2 出席者

委員7名(全員)、事務局3名、コンサルタント研究員2名

3 議事

前回のワークショップの取りまとめについて

第2回小委員会で検討した「両市町の現状と主要課題」、「新市の基本理念と将来像」について、委員から出されたキーワード、意見を整理したものをコンサルタントから説明を受けた。
新市の基本理念と将来像について

○新市の基本理念について

- ・第2回小委員会で検討した両市町の主要課題に基づき、協議を行った。
- ・概ね3つの柱で構成することとし、今回の協議を踏まえ、次回小委員会で最終決定することとした。

○新市の将来像について

- ・基本理念を確定させた後、小委員会で数案策定することとした。
- ・第2回小委員会でのワークショップを踏まえ、協議した結果、『○○○○のまち にしわき』という構成を基本に考えることとした。

新市の都市構造について

○両市町の地図を基に、ワークショップ方式により協議した。

○協議結果をコンサルタントが整理し、次回の委員会で報告を受け、協議する予定。

新市まちづくり計画(将来構想部分)の中間報告について

○次回3月協議会で計画の将来構想部分の報告を行うことを確認した。

4 その他

第4回小委員会の開催について

日時 平成16年3月15日(月)午後6時30分から

場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール

内容 新市の将来像・基本方針について(報告)

新市まちづくり計画(将来構想部分)の中間報告について

第4回 新市まちづくり計画検討小委員会について

1 開催日時及び場所

日時 平成16年3月15日(月)午後6時30分～午後9時
場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール

2 出席者

委員7名(全員)、事務局3名、コンサルタント研究員2名

3 議事

主要指標の見通しについて

事務局から、平成27年の新市の人口予測(約4万2千人)及び想定人口(約4万4千人)の説明を受けた。

新市の都市構造について

○前回のワークショップを踏まえ、策定した都市構造についてコンサルタントから説明を受けた。

委員からの意見として、

- ・都市計画の区域設定に影響するのか
- ・地域核は、黒田庄町だけでなく、今後の地域での自治のあり方を見据え、西脇市内各地区に置いてはどうか

などの発言が出された。

新市の基本理念について

○これまでの協議を踏まえ策定された案をコンサルタントから説明を受け、別紙(計画素案52ページ)のとおり決定した。

新市の将来像について

これまでの協議及び基本理念を踏まえて協議した。

小委員会で4案を決定し、協議会に提案することとした。

(協議第31号)

将来像のサブタイトルについては、協議会で将来像を決定後、付けるかどうかを含めて検討することとした。

委員からの主な意見として、

- ・「北播磨」という表現よりも、新市名である「にしわき」(平仮名)を入れたほうがよい。
- ・地域のことばである「播州弁」を入れることはできないか。
- ・簡単、明瞭なキャッチフレーズの方がよい。

などの発言があった。

新市まちづくり計画(将来構想部分)の中間報告について

○これまでの協議を踏まえ、作成された計画素案について事務局から説明を受け、第5回協議会で委員長報告することとした。

4 その他

第5回小委員会の開催について

日時 平成16年4月8日(木)午後6時30分から

場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター 市民活動室3

内容 新市の基本方針について
主要施策について

新市まちづくり計画の中間報告資料については、協議会ホームページの「新市まちづくり計画」の項目をご覧ください。

協 議 事 項

協議第23号	消防団の取扱いについて	P 1 ~ P 8
協議第24号	各種事業（納税関係事業）の取扱いについて	P 9 ~ P 12
協議第25号	各種事業（生活保護事業）の取扱いについて	P 13 ~ P 16
協議第26号	各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについて	P 17 ~ P 20
協議第27号	平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について	P 21 ~ P 29

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年2月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

消防団の取扱い

消防団については、西脇市の例により新市発足時に統合する。
なお、黒田庄町特設分団については、新市においても設置する。

両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については、新市発足までに調整する。また、定数については、新市において適正化を図る。

消防協力員の体制等については、~~西脇市の例により~~新市発足時に統合整備する。ただし、補償等については、黒田庄町の例により統合する。

消防団員報酬及び手当については、西脇市の例により新市発足までに調整する。

消防団員退職報償金については、黒田庄町の例により新市発足時に統合する。

の「西脇市の例により」を削り、「統合」を「統合整備」に一部修正

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	21 消防団の取扱い	関係項目	消防団	
調整内容	<p>消防団については、西脇市の例により新市発足時に統合する。なお、黒田庄町特設分団については、新市においても設置する。 両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については、新市発足までに調整する。また、定数については、新市において適正化を図る。</p> <p>消防協力員の体制等については、西脇市の例により新市発足時に統合整備する。ただし、補償等については、黒田庄町の例により統合する。 消防団員報酬及び手当については、西脇市の例により新市発足までに調整する。 消防団員退職報償金については、黒田庄町の例により新市発足時に統合する。</p>			

現 況											調整方針				
消防団組織											<p>消防団については、西脇市の例により新市発足時に統合する。なお、黒田庄町特設分団については、新市においても設置する。</p> <p>両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については、新市発足までに調整する。また、定数については、新市において適正化を図る。</p> <p>* 黒田庄町の現分団の再編 ・第7分団(8部) (喜多部・大門部・津万井部・福地部・岡部・門柳部・大伏部・前坂部)</p>				
【西脇市消防団】															
区分	部 名	条例定数 (人)		現 員 数 (人)		団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長		班 長	団 員		
本 部		3		3		1	2								
第1分団 (3部)	西 脇	69		68	66			1	1	3		7	56		
第2分団 (9部)	下 戸 田	126	20	126	19	1	1	1	1	1		2	16		
	上 野		12		12								1	2	9
	津万・上戸田		12		12								1	2	17
	嶋		20		20								1	2	9
	大垣内・西嶋		12		12								1	2	9
	寺 内		12		12							1	2	9	
	蒲 江		12		13							1	2	10	
	坂 本		12		12							1	2	9	
大 野	12	12			1	2	9								

現 況												調 整 方 針	
区 分	部 名	条例定数 (人)		現 員 数 (人)		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	・第8分団(6部) (西沢部・石原部・田高部・ 船町部・小苗部・黒田部) ・第9分団(1部) (黒田庄町特設部)
		1	2	1	2								
第3分団 (7部)	野 村	1 2 3	2 0	1 2 3	2 0			1	1	1	2	1 7	
	和 布		1 2		1 2					1	2	9	
	高 松		1 2		1 2					1	2	9	
	板 波		2 0		2 0					1	2	1 7	
	平 野		1 2		1 2					1	2	9	
	谷・和 田		2 5		2 5					1	2	2 2	
	高 田 井		2 0		2 0					1	2	1 7	
第4分団 (10部)	小 坂	1 4 6	1 2	1 4 6	1 2			1	1	1	2	9	
	郷 富		1 2		1 4					1	2	1 1	
	日 野		1 2		1 2					1	2	9	
	富 吉		1 2		1 5					1	2	1 2	
	前 島		1 2		1 2					1	2	9	
	西 田		2 0		2 0					1	2	1 7	
	市 原		1 2		1 3					1	2	1 0	
	大 木		2 0		2 0					1	2	1 7	
	野 中		1 2		1 3					1	2	1 0	
	羽 安		2 0		1 3					1	2	1 0	
第5分団 (8部)	比 延	1 3 7	2 0	1 3 7	2 2			1	1	1	2	1 9	
	上 比 延		2 0		2 1					1	2	1 8	
	中 畑		2 0		2 0					1	2	1 7	
	住 吉		2 0		1 5					1	2	1 2	
	鹿 野		2 0		2 3					1	2	2 0	
	塚 口		1 0		1 0					1	2	7	
	高 嶋		1 0		8					1	2	5	
	堀		1 5		1 6					1	2	1 3	

現

況

調 整 方 針

区 分	部 名	条例定数 (人)		現 員 数 (人)		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
第6分団 (6部)	落 方	9 3	1 2	9 3	1 2			1	1	1	2	9
	明 楽 寺		2 0		2 0					1	2	1 7
	水 尾		1 2		1 5					1	2	1 2
	岡 崎		1 2		1 3					1	2	1 0
	王 子		2 0		2 0					1	2	1 7
	出 会		1 5		1 1					1	2	8
6分団	4 3部	6 9 7	6 9 6	1	2	6	6	4 3	8 7	5 5 1		

【黒田庄町消防団】

区 分	条例定数 (人)	現 員 数 (人)	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
本 団	7	7	1	2	4				
喜 多 分 団	2 5	1 9			1	2	1	3	1 2
大 門 分 団	2 0	1 7			1	2	1		1 3
津 万 井 分 団	2 3	2 3			1	2	3	2	1 5
福 地 分 団	2 0	1 7			1	3	1	4	8
岡 分 団	3 0	2 4			1	4	1	6	1 2
門 柳 分 団	2 2	1 5			1	3	1	2	8
大 伏 分 団	1 5	9			1	2	2	1	3
西 沢 分 団	2 2	2 4			1	2	1	4	1 6
石 原 分 団	3 5	3 2			1	2	1	4	2 4
田 高 分 団	2 4	2 5			1	3	1	4	1 6
船 町 分 団	3 0	3 2			1	6	2	4	1 9
小 苗 分 団	1 8	1 6			1	2	1	3	9
黒 田 分 団	3 5	3 3			1	3	1	6	2 2
前 坂 分 団	4 0	4 3			1	6		6	3 0
特 設 分 団	1 8	1 6			1	1	2	1	1 1
1 5分団	3 8 4	3 5 2	1	2	1 9	4 3	1 9	5 0	2 1 8

現 況		調 整 方 針																																										
西 脇 市	黒 田 庄 町																																											
<p>消防協力員</p> <p>【体 制】 4 3部 各部概ね3名（現在2 8部 9 5名）</p> <p>【出勤範囲等】 ・各区域内又は分団内での初期消火、消火活動補助 ・消防団指揮下、その他災害に出動</p> <p>【補 償 等】 ・消防団員等公務災害補償条例による消防作業従事者の規定を適用</p> <p>【報 酬 等】 ・報償なし ・被服等貸与なし</p> <p>【訓 練】 地元分団・部の合同訓練</p>	<p>消防協力員</p> <p>【体 制】 1 4地区 各地区1 0名以内（現在1 4地区1 0 2名）</p> <p>【出勤範囲等】 ・各分団内での初期消火、消火活動補助 ・消防団指揮下、その他災害に出動</p> <p>【補 償 等】 ・消防団員等公務災害補償条例による消防作業従事者の規定を適用 ・ボランティア共済に加入（5 0 0円/人）</p> <p>【報 酬 等】 ・報償なし ・被服貸与（長靴、ヘルメット貸与）</p> <p>【訓 練】 各地区消防団と合同訓練</p>	<p>消防協力員の体制等については、西脇市の例により新市発足時に統合整備する。 ただし、補償等については、黒田庄町の例により統合する。</p>																																										
<p>消防団員報酬</p> <p>【団員報酬】</p> <table border="1"> <tr><td>団 長</td><td>年 額</td><td>2 0 5 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>年 額</td><td>1 4 3 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>年 額</td><td>7 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>副 分 団 長</td><td>年 額</td><td>4 9 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>年 額</td><td>2 7 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>年 額</td><td>7 , 7 0 0 円</td></tr> <tr><td>その他の団員</td><td>年 額</td><td>6 , 6 0 0 円</td></tr> </table> <p>【出勤報酬】 ・分団長、副分団長、部長、班長、その他の消防団員が、災害、警戒、訓練等に出動した場合、出勤1回につき4 8 0円支給</p> <p>【技術報酬】 ・消防ポンプ自動車の運転等の技術に従事するその他の消防団員に、年額7,500円を支給。（消防ポンプ自動車1台につき、3人を限度。）</p>	団 長	年 額	2 0 5 , 0 0 0 円	副 団 長	年 額	1 4 3 , 0 0 0 円	分 団 長	年 額	7 0 , 0 0 0 円	副 分 団 長	年 額	4 9 , 0 0 0 円	部 長	年 額	2 7 , 0 0 0 円	班 長	年 額	7 , 7 0 0 円	その他の団員	年 額	6 , 6 0 0 円	<p>消防団員報酬</p> <p>【団員報酬】</p> <table border="1"> <tr><td>団 長</td><td>年 額</td><td>1 6 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>年 額</td><td>1 0 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>本部付分団長・特設分団長</td><td>年 額</td><td>7 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>年 額</td><td>2 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>副分団長・部長・班長</td><td>年 額</td><td>6 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>特 設 分 団 員</td><td>年 額</td><td>4 0 , 0 0 0 円</td></tr> <tr><td>そ の 他 の 団 員</td><td>年 額</td><td>6 , 0 0 0 円</td></tr> </table> <p>【出勤報酬】 なし</p> <p>【技術報酬】 なし</p>	団 長	年 額	1 6 0 , 0 0 0 円	副 団 長	年 額	1 0 0 , 0 0 0 円	本部付分団長・特設分団長	年 額	7 0 , 0 0 0 円	分 団 長	年 額	2 0 , 0 0 0 円	副分団長・部長・班長	年 額	6 , 0 0 0 円	特 設 分 団 員	年 額	4 0 , 0 0 0 円	そ の 他 の 団 員	年 額	6 , 0 0 0 円	<p>消防団員報酬及び手当については、西脇市の例により新市発足までに調整する。</p>
団 長	年 額	2 0 5 , 0 0 0 円																																										
副 団 長	年 額	1 4 3 , 0 0 0 円																																										
分 団 長	年 額	7 0 , 0 0 0 円																																										
副 分 団 長	年 額	4 9 , 0 0 0 円																																										
部 長	年 額	2 7 , 0 0 0 円																																										
班 長	年 額	7 , 7 0 0 円																																										
その他の団員	年 額	6 , 6 0 0 円																																										
団 長	年 額	1 6 0 , 0 0 0 円																																										
副 団 長	年 額	1 0 0 , 0 0 0 円																																										
本部付分団長・特設分団長	年 額	7 0 , 0 0 0 円																																										
分 団 長	年 額	2 0 , 0 0 0 円																																										
副分団長・部長・班長	年 額	6 , 0 0 0 円																																										
特 設 分 団 員	年 額	4 0 , 0 0 0 円																																										
そ の 他 の 団 員	年 額	6 , 0 0 0 円																																										

現 況				調 整 方 針																																																									
西 脇 市				黒 田 庄 町																																																									
退職報償金 【要件】 1 5年以上勤務し退職した場合に支給（基金） 2 1年以上勤務し退職した場合に支給（市単） 【支給額】 1 勤務年数5年以上の者（平成15年度 単位：円）				退職報償金 【要件】 1 5年以上勤務し退職した場合に支給（基金） 2 1年以上勤務し退職した場合に支給なし（町単なし） 【支給額】 1 勤続年数5年以上の者 同左 2 勤続年数5年未満の場合 なし			退職報償金については、黒田庄町の例により新市発足時に統合する。																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="6">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上 30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 長</td> <td>187,000</td> <td>292,000</td> <td>407,000</td> <td>542,000</td> <td>727,000</td> <td>927,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>177,000</td> <td>277,000</td> <td>377,000</td> <td>482,000</td> <td>657,000</td> <td>857,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>167,000</td> <td>262,000</td> <td>357,000</td> <td>457,000</td> <td>607,000</td> <td>797,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>162,000</td> <td>247,000</td> <td>332,000</td> <td>422,000</td> <td>572,000</td> <td>757,000</td> </tr> <tr> <td>部長・班長</td> <td>152,000</td> <td>227,000</td> <td>302,000</td> <td>382,000</td> <td>512,000</td> <td>682,000</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td>142,000</td> <td>212,000</td> <td>282,000</td> <td>357,000</td> <td>467,000</td> <td>637,000</td> </tr> </tbody> </table>				階 級	勤 務 年 数						5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	団 長	187,000	292,000	407,000	542,000	727,000	927,000	副団長	177,000	277,000	377,000	482,000	657,000	857,000	分団長	167,000	262,000	357,000	457,000	607,000	797,000	副分団長	162,000	247,000	332,000	422,000	572,000	757,000	部長・班長	152,000	227,000	302,000	382,000	512,000	682,000	団 員	142,000	212,000	282,000	357,000	467,000	637,000			
階 級	勤 務 年 数																																																												
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																																							
団 長	187,000	292,000	407,000	542,000	727,000	927,000																																																							
副団長	177,000	277,000	377,000	482,000	657,000	857,000																																																							
分団長	167,000	262,000	357,000	457,000	607,000	797,000																																																							
副分団長	162,000	247,000	332,000	422,000	572,000	757,000																																																							
部長・班長	152,000	227,000	302,000	382,000	512,000	682,000																																																							
団 員	142,000	212,000	282,000	357,000	467,000	637,000																																																							
2 勤務年数5年未満の場合（平成15年度）																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>勤務年数1年以上5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 長</td> <td>1年につき 15,000円</td> </tr> <tr> <td>副 団 長</td> <td>1年につき 14,200円</td> </tr> <tr> <td>分 団 長</td> <td>1年につき 13,400円</td> </tr> <tr> <td>副 分 団 長</td> <td>1年につき 13,000円</td> </tr> <tr> <td>部長・班長</td> <td>1年につき 12,200円</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td>1年につき 11,400円</td> </tr> </tbody> </table>				階 級	勤務年数1年以上5年未満	団 長	1年につき 15,000円	副 団 長	1年につき 14,200円	分 団 長	1年につき 13,400円	副 分 団 長	1年につき 13,000円	部長・班長	1年につき 12,200円	団 員	1年につき 11,400円																																												
階 級	勤務年数1年以上5年未満																																																												
団 長	1年につき 15,000円																																																												
副 団 長	1年につき 14,200円																																																												
分 団 長	1年につき 13,400円																																																												
副 分 団 長	1年につき 13,000円																																																												
部長・班長	1年につき 12,200円																																																												
団 員	1年につき 11,400円																																																												

関係法令

消防組織法（昭和22年・法律第226号）（抜粋）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

消防本部

消防署

消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のものの福祉に又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

先進事例

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	調整の方針
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。
朝来市	生野町、和田山町、山東町、朝来町	平成16年3月 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 消防団は、合併時に統合し新市に引き継ぐ。出動指令体制は、合併時に統合する。 組織及び定数は、当面現行のとおりとし、新市において組織検討委員会を設置し、適正な組織体制に再編する。 任用は、合併時に生野町、山東町の制度に統合する。役員の任期は、組織機構の再編にあわせて再編する。 報酬及び手当は、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に合併時に再編する。 消防機具庫及び車両は、組織機構の再編にあわせて再編する。なお、消防サイレンは新市に引き継ぎ、新市において緊急体制が確立されるまで存続させ、存廃について検討する。 被服等は、新市においてすみやかに新基準服を導入する。
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月末日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 報酬及び手当については、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に調整する。 施設・機械については、新市に引き継ぎ、組織機構の再編にあわせて調整する。 任免については、社町の制度に統一する。 公務災害補償については、合併時に統一する。 消防組織については、1市1団として統合し、現在の団員はそのまま新市に引き継ぐものとする。
洲本五色市	洲本市、五色町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ul style="list-style-type: none"> 消防団については、合併時に統合する。 <p>組織、階級及びその他消防団に関する取扱いについては、新市発足までに調整する。</p>

協議第24号

各種事業（納税関係事業）の取扱いについて

各種事業（納税関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年2月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（納税関係事業）の取扱い
納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。 前納報奨金については、新市発足時に廃止する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	税務部会
協定項目	22-4 各種事業(納税関係事業)の取扱い	関係項目	納税組合、地方税制	
調整内容	納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。 前納報奨金については、新市発足時に廃止する。			

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>納税組合について組合構成単位や予算措置等に差異がある。</p> <p>前納報奨金について黒田庄町のみ制度を設けている。</p>	<p>合併時に統一する。</p> <p>合併時に廃止する。</p>	<p>納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。</p> <p>前納報奨金については、新市発足時に廃止する。</p>

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
納税組合	<p>納税組合</p> <p>1 納税組合数（自治会単位） 70団体（平成15年4月1日現在）</p> <p>2 補助金 予算額 14年度 29,688,000円 15年度 26,890,000円</p> <p>3 交付基準 西脇市納税組合事務費補助金等の交付に関する規則による</p> <p>4 支払方法 年3回支払（口座振込） 第1期（10月末）前年度補助金等の実績の3分の1相当額を概算払い 第2期（2月末）前年度補助金等の実績の3分の1相当額を概算払い 第3期（5月末）交付すべき補助金等からすでに交付した補助金等を控除した金額の精算払い</p> <p>5 活動内容 口座振替の推進 納税の勧奨</p>	<p>納税組合</p> <p>1 納税組合数（隣保単位） 145団体（平成15年4月1日現在）</p> <p>2 報奨金 予算額 14年度 3,378,000円 15年度 2,849,000円</p> <p>3 交付基準 黒田庄町納税組合設置規程による</p> <p>4 支払方法 年1回支払（口座振込） 納税成績による 口座振替推進による</p> <p>5 活動内容 口座振替の推進 納税の勧奨</p>
前納報奨金	前納報奨金 なし	<p>前納報奨金</p> <p>1 適用税目 町県民税、固定資産税</p> <p>2 前納報奨金の規定（平成15年度） $0.7 / 100 \times \text{納期前月数} \times \text{第2期の税額}$ (10円未満切捨て)</p> <p>町県民税（9ヶ月） 固定資産税（13ヶ月）</p> <p>3 今年度実績（平成15年度） 町県民税 1,032,930円 固定資産税 6,167,720円</p>

関係法令

【個人の市町村民税の納期前の納付】

地方税法第321条（抜粋）

個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該の納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額を超えることができない。

【固定資産税の納期前の納付】

地方税法第365条（抜粋）

固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該の納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額を超えることができない。

先進事例

市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の方針
篠山市 (新設合併)	今田町、篠山町、 西紀町、丹南町	平成11年4月1日	1 納税奨励金及び町税取扱報奨金等については、合併時に廃止するものとする。 2 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
東かがわ市 (新設合併)	引田町、白鳥町、 大内町	平成15年4月1日	1 納税貯蓄組合への補助金については、納税貯蓄組合法に基づくものとする。 2 納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（第1期の納期の末日に納付があったものとみなして計算した月数（1月未満の端数がある場合は、14日以下は切り捨て、15日以上は1月））を乗じて得た額とする。ただし、第1期の納期前に、第1期分とあわせて第2期から第4期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。（第2期 前納税額の1%、第3期 前納税額の3%、第4期 前納税額の6%） 3 報奨金の額が100円未満の場合は交付しない。また、100円に満たない端数を生じた場合は、切り捨てる。 4 第1期の納付内に、第1期分とあわせて第2期から第4期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。
養父市 (新設合併)	八鹿町、養父町、 大屋町、関宮町	平成16年4月1日 (予定)	1 納税組合等の組織については、現行のまま新市に移行し、随時調整をする。納税報償金の交付基準は合併時に調整する。

協議第25号

各種事業（生活保護事業）の取扱いについて

各種事業（生活保護事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年2月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（生活保護事業）の取扱い
生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-11 各種事業(生活保護事業)の取扱い	関係項目	生活保護
調整内容	生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。		

項目		西脇市	黒田庄町	具体的な調整内容
事業内容	1 保護の決定・実施(家庭訪問指導)	市福祉事務所の事務	県西脇健康福祉事務所の事務	生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。 (現在、黒田庄町における生活保護法に基づくほとんどの業務は、兵庫県西脇健康福祉事務所が行っており、合併時にその業務は新市に移管されるため、事前に業務の引き継ぎを行う。)
	2 金品支給及び支給台帳等の作成	市福祉事務所の事務	県西脇健康福祉事務所の事務	
	3 医療事務、経理、統計事務	市福祉事務所の事務	県西脇健康福祉事務所の事務	
級地区分		3級地の1	3級地の2	
被保護世帯の状況 (平成15年11月現在)		世帯数 84世帯 (うち医療扶助のみ4世帯) 人数 101人	世帯数 20世帯 (うち医療扶助のみ4世帯) 人数 25人	
支給日		毎月4日 (土、日、祝祭日に当たる場合はその前日)	毎月5日 (土、日、祝祭日に当たる場合はその前日)	
支給方法	生活扶助・教育扶助・住宅扶助	口座振込及び現金による窓口支給	現金による窓口支給	
	医療扶助・介護扶助	給付券による現物支給	給付券による現物支給	
保護費総額(平成14年度)		143,071千円	15,012千円	
担当課及び職員体制		福祉事務所 査察指導員 1名 社会福祉主事 1名	保健福祉課 〔進達・支払業務等〕 地区担当(兼務) 1名	

福 祉 事 務 所

社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋

（設置）

第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下は同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

福祉事務所	生活保護法	・保護の決定及び実施に関する事務	第19条
	児童福祉法	・児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 ・児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。	第18条の2
	母子及び寡婦福祉法	・母子家庭及び寡婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 ・母子家庭及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。	第9条
	老人福祉法	・老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 ・老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。	第5条の4 第5条の5
	身体障害者福祉法	・身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。 ・身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。 ・身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。	第9条 第9条の2
	知的障害者福祉法	・知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 ・知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。 ・知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと	第9条 第10条

生活保護法（昭和25年法律第144号）抜粋

（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2 居住地が明らかである要保護者であっても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

先進事例

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
洲本五色市	洲本市・五色町	平成17年3月31日まで	生活保護事業については、国・県の社会福祉制度に基づき、新市発足までに調整する。
宗像市	宗像市・玄海町	平成15年4月1日	生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、新市において実施する。

生活保護制度について

1 生活保護とは

病気や身体の障害、思いがけない事故等、いろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対して、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う制度です。

2 生活保護のしくみ

生活保護は、まず、土地・預貯金等の資産や働ける場合はその能力、その他あらゆるものを最低生活維持のために活用し、さらに扶養義務者の援助、年金、各種手当など、他の法律による給付を充てて、それでもなお基準となる生活に満たない分を助成するものです。

保護の程度は、国が定めた基準により計算された最低生活費とその世帯の収入の対比により決定され、その不足分について金銭又は現物により給付されます。

3 扶助の種類

保護は、その内容によって、生活扶助（飲食物、被服、光熱水費、家具什器等に要する費用）、教育扶助（義務教育で就学中の児童、生徒の学用品、通学等に要する費用）、住宅扶助（家賃、間代、地代、あるいは住宅の維持、補修等に要する費用）、介護扶助（介護サービスを受ける場合に要する費用）、医療扶助（病気やけがなどの診察、治療等に要する費用）、出産扶助（出産に要する費用）、生業扶助（生業資金、技術習得、就職支度等に要する費用）、葬祭扶助（葬祭を行うのに要する費用）の8種類に分けられます。

4 生活保護の基準

保護の基準は、被（要）保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別（級地区分）、その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす程度のものとして、厚生労働大臣が定めています。

協議第26号

各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについて

各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年2月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱い

勤労者支援に関する資金融資事業については、新市に引き継ぐ。

消費生活相談事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-15 各種事業(勤労者・消費者関連事業)の取扱い	関係項目	専門部会名	産業・建設 住民・福祉部会
			勤労者、消費生活行政	
調整内容	勤労者支援に関する資金融資事業については、新市に引き継ぐ。 消費生活相談事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。			

事務事業名	現 況		調整の具体的内容															
	西 脇 市	黒 田 庄 町																
西脇市勤労者ゆとり創造資金融資	<p>1 融資対象者 (西脇市勤労者ゆとり創造資金あっせん融資制度規程) 第3条 生活福祉資金の融資対象者は、次の各号のすべてに該当する勤労者とする。</p> <p>市内に居住している勤労者で同一事業所に1年以上勤務している者 融資機関の指定する保証機関の保証が受けられる者 近畿労金において審査し、適当と認められる者 市税等を滞納していない者 年齢が満20歳以上満57歳未満の者</p> <p>ただし、共済・互助会等の貸付制度のある事業所に勤務している者を除く。</p> <p>2 融資内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般福祉資金</td> <td>50万円以内</td> <td>年3.38%</td> </tr> <tr> <td>医療、冠婚葬祭資金</td> <td>100万円以内</td> <td>年1.85%</td> </tr> <tr> <td>教育資金</td> <td>100万円以内</td> <td>年1.98%</td> </tr> <tr> <td>住宅リフォーム資金</td> <td>150万円以内</td> <td>年2.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 融資期間</p> <p>融資金額50万円以下 5年以内 融資金額50万円超 7年以内</p>	資金用途	融資限度額	融資利率	一般福祉資金	50万円以内	年3.38%	医療、冠婚葬祭資金	100万円以内	年1.85%	教育資金	100万円以内	年1.98%	住宅リフォーム資金	150万円以内	年2.60%		新市に引き継ぐ。
資金用途	融資限度額	融資利率																
一般福祉資金	50万円以内	年3.38%																
医療、冠婚葬祭資金	100万円以内	年1.85%																
教育資金	100万円以内	年1.98%																
住宅リフォーム資金	150万円以内	年2.60%																

事務事業名	現 況		調整の具体的内容									
	西 脇 市	黒 田 庄 町										
西脇市勤労者住宅 資金融資	<p>1 融資対象者 (西脇市勤労者住宅資金融資規程) 第5条 住宅資金の融資対象者は、次の各号のすべてに該当する勤労者とする。</p> <p>同一事業所に1年以上勤務している者 市内に自己の住宅を建築又は購入しようとする者 融資金の返済能力を十分に有する者 年齢が満20歳以上満60歳未満の者。ただし、完済時の年齢が満71歳以下の者であること。 融資機関の指定する保証機関の保証が受けられる者 市税等を滞納していない者</p> <p>2 融資内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>融資限度額</th> <th>融資期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の建築又は購入</td> <td>1,200万円</td> <td>25年以内</td> </tr> <tr> <td>増改築</td> <td>500万円</td> <td>15年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 融資利率 固定金利型、変動金利型のいずれかを選択</p>	資金用途	融資限度額	融資期間	住宅の建築又は購入	1,200万円	25年以内	増改築	500万円	15年以内		新市に引き継ぐ
資金用途	融資限度額	融資期間										
住宅の建築又は購入	1,200万円	25年以内										
増改築	500万円	15年以内										

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
消費者行政	<p>(消費生活相談)</p> <p>「西脇市消費生活相談員設置規程」に基づき、西脇市生活環境課内に西脇市消費生活相談室を設置し、有資格者の消費生活専門相談員1名を委嘱し、市内在住者(一部在勤者)の消費生活に係る相談及び苦情に対応し、適切な指導及び助言を実施</p> <p>相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎週木曜日(午前10時から午後4時)の「消費生活相談日」に専門相談員が対応 相談日以外は行政担当者が相談・苦情に対応 <p>(要件によっては、専門相談員並びに東播磨生活科学センターの専門相談員と連携し対応)</p> <p>専門相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期/1年(再任を妨げない。) 勤務日数/週1回木曜日(別途相談員研修等へ出張) 	<p>(消費生活相談)</p> <p>住民課職員が消費生活に関する相談、苦情、要望の受付及び対応を行う。</p> <p>相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務日の午前8時30分から午後5時15分 行政担当者が対応 	新市発足時に西脇市の例により統合する

先進事例

新市町村名	合併関係市町村名	調 整 の 方 針
さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。
あわら市	芦原町、金津町	勤労者支援に関する資金融資事業は引き続き実施するものとし、その内容については新市において調整する。 消費者保護については、現行の内容をもとに新市において調整する。
松 阪 市	松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町	勤労者・消費者関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き事業の推進に努める。
能 美 市	根上町、寺井町、辰口町	消費者相談については、新市において石川県生活科学センターと連絡を取りながら実施する。 勤労者金融施策については、寺井町の例によるものとする。

協議第27号

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算を別紙のとおり定めたので、西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程第3条第1項の規定により、承認を求める。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,603千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

第 1 表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額
1 分担金及び負担金	1 負担金	11,600
2 繰越金	1 繰越金	1
3 諸収入	1 諸収入	2
歳入	合計	11,603

歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額
1 総務費	1 総務管理費	4,426
	2 事業推進費	6,827
2 予備費	1 予備費	350
歳出	合計	11,603

平成16年度

西脇市・黒田庄町合併協議会予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	11,600	12,200	600
2 繰越金	1	0	1
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	11,603	12,202	599

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				国県支出金	その他	一般財源
1 総務費	11,253	12,052	799	0	0	11,253
2 予備費	350	150	200	0	0	350
歳出合計	11,603	12,202	599	0	0	11,603

2 歳 入

第 1 款 分担金及び負担金

第 1 項 負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	11,600	12,200	600	1 負担金	11,600	西脇市 5,800 黒田庄町 5,800
計	11,600	12,200	600			

第 2 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 前年度繰越金	1	0	1	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金
計	1	0	1			

第 3 款 諸収入

第 1 項 諸収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子
2 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入
計	2	2	0			

3 歳 出

第 1 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

(単 位 千 円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説 明
				国庫支出金	その他	一般財源	区 分	金 額	
1 事務局費	4,426	2,473	1,953	0	0	4,426	9 旅 費	47	出張旅費、視察研修旅費
							11 需 用 費	1,494	消耗品費 1,481 修繕費 13
							12 役 務 費	360	通信運搬費 120 郵便・振込み手数料等 240
							13 委 託 料	10	看板作成委託料
							14 使用料及び 賃 借 料	400	会場借上料 40 事務所借上料 360
							19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,115	臨時職員雇用負担金(西脇市)
計	4,426	2,473	1,953	0	0	4,426			

第2項 事業推進費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				国県支出金	その他	一般財源	区分	金額	
1 協議会費	2,991	2,106	885	0	0	2,991	1 報酬	1,467	協議会委員報酬 1,436 監査委員報酬 31
							8 報償費	14	視察時謝礼等
							9 旅費	21	視察時費用弁償
							11 需用費	37	食糧費
							13 委託料	1,412	会議録作成委託料
							14 使用料及び賃借料	40	通行料 10 会場、バス等借上料 30
2 調査研究費	1,460	5,961	4,501	0	0	1,460	13 委託料	1,460	新市建設計画策定業務委託料 事務事業一元化業務委託料 仮例規集編さん業務委託料
3 広報費	2,376	1,512	864	0	0	2,376	11 需用費	2,000	印刷製本費(広報・概要版)
							13 委託料	376	ホームページ更新委託料 広報折込・配布委託料
計	6,827	9,579	2,752	0	0	6,827			

第 2 款

第 1 項 予 備 費

(単 位 千 円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説 明
				国庫支出金	その他	一般財源	区 分	金額	
1 予 備 費	350	150	200	0	0	350			
計	350	150	200	0		350			

事前提案事項

協議第28号	公共的団体等の取扱いについて	P 1 ~ P 6
協議第29号	補助金・交付金等の取扱いについて	P 7 ~ P 12
協議第30号	各種事業（防災関係事業）の取扱いについて	P 13 ~ P 19
協議第31号	新市まちづくり計画（将来像）について	P 20 ~ P 26

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努めるものとする。

両市町に共通している団体は、新市発足時に統合又は再編するよう調整に努める。

統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。

独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務・企画部会
協定項目	15 公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>両市町に共通している団体は、新市発足時に統合又は再編するよう調整に努める。</p> <p>統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。</p>		

公共的団体等について	
公共的団体等の取扱いに関する考え方	<p style="text-align: center;">1 公共的団体等の定義</p> <p>「公共的団体等」とは、その市町村の区域内にある、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、老人ホーム等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人であるか否かを問わない。</p> <p style="text-align: center;">2 「公共的団体等の取扱い」として協議するもの</p> <p>「公共的団体等の取扱い」として協議する公共的団体等については、以下の観点から整理を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの 例：社会福祉協議会、商工会議所、商工会等</p> <p style="padding-left: 20px;">団体の設置について市町村の意思が関与しているもの 例：シルバー人材センター、交通安全協会等</p> <p style="padding-left: 20px;">市町村の事業に大きく関与しているもの 例：観光協会、体育協会、文化協会等</p> <p style="text-align: center;">3 留意事項</p> <p>合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは、新市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域の公共的団体等は統合整備を図るよう努めなければならないとしている。</p> <p>地方自治法第157条では、普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができることとされていることから、できる限り公共的団体等の統合がなされるよう理解を求めめる必要がある。</p> <p style="text-align: center;">4 参考</p> <p style="padding-left: 20px;">商工会議所・商工会</p> <p>商工会議所の地区は原則として市の区域（商工会議所法第8条）、商工会の地区は原則として1つの町村の区域（商工会法第7条）であり、通常は1市町村に1つの商工会議所又は商工会が設置されることになる。</p> <p>市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併後の新市町村の区域とするための定款変更をするほか、あるいは、当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、従前の区域とする特例が定められており、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することになる（商工会議所法第8条の2、商工会法第8条）。しかしながら、新市町村の一体的な発展を図るためには、できるだけ統合に向けた取組に努めることが求められている。</p> <p>昭和60年4月以降の市町村合併のうち、商工会議所・商工会の統合が行われたのは2例である。</p>

両市町の主な公共的団体等の例			備 考
区 分	西 脇 市	黒 田 庄 町	
総務・企画関係	西脇市国際親善交流協会		
	西脇市JR加古川線利用・電化促進会議	黒田庄町JR加古川線利用・電化促進会議	
	西脇市コミュニティバス運営協議会		
	北はりまハイランド推進協議会	北はりまハイランド推進協議会	同一団体
	西脇市連合区長会	黒田庄町区長会	
住民・福祉関係	西脇市社会福祉協議会	黒田庄町社会福祉協議会	
	西脇市民生児童委員協議会	黒田庄町民生児童委員協議会	
	西脇市遺族会	黒田庄町遺族会	
	西脇市傷痍軍人会	黒田庄町傷痍軍人会	
	西脇市傷痍軍人妻の会		
	北播保護区保護司会西多地区会	北播保護区保護司会西多地区会	同一団体
	西脇市更生保護婦人会		
	軍恩連盟西脇市連合会		
	北播原爆被害者の会西脇地区	北播原爆被害者の会中・黒田庄地区	
	西脇市婦人共励会	黒田庄町婦人共励会	
	西脇地区赤十字奉仕団	黒田庄町赤十字奉仕団	
	西脇市身体障害者福祉協会	黒田庄町身体障害者福祉協会	
	西脇市手をつなぐ育成会	黒田庄町手をつなぐ育成会	
	白ゆり会家族会	白ゆり会家族会	同一団体
	西脇市英霊にこたえる会	英霊にこたえる会多可郡連合支部	
	献血推進協議会	献血推進協議会	
	西脇市多可郡医療協会	西脇市多可郡医療協会	同一団体
	いずみ会	いずみ会	
	愛育班	愛育班	
	西脇市・多可郡4町乳幼児発達支援事業推進協議会	西脇市・多可郡4町乳幼児発達支援事業推進協議会	同一団体
	西脇市多可郡医師会	西脇市多可郡医師会	同一団体
	西脇市多可郡歯科医師会	西脇市多可郡歯科医師会	同一団体
	社人権擁護委員協議会西脇部会	社人権擁護委員協議会多可部会	
	西脇市人権・同和教育協議会		
	西脇市老人クラブ連合会	黒田庄町老人クラブ連合会	

両市町の主な公共的団体等の例			備 考
区 分	西 脇 市	黒 田 庄 町	
住民・福祉関係	西脇市花と緑の協会	黒田庄町花と緑の活動連絡会	
	西脇市消費者協会	黒田庄町消費者協会	
	西脇多可防犯協会	西脇多可防犯協会	同一団体
	西脇多可交通安全協会	西脇多可交通安全協会	同一団体
	西脇多可防火協会	西脇多可防火協会	同一団体
	西脇市まとい会	多可郡まとい会	
		多可郡消防協会	
	西脇多可婦人防火クラブ	西脇多可婦人防火クラブ	同一団体
産業・建設関係	西脇市森林組合	黒田庄町森林組合	
	兵庫県猟友会西脇多可支部西脇猟友会	兵庫県猟友会西脇多可支部黒田庄猟友会	
		黒田庄町緑化推進委員会	
		黒田庄町農業農村整備事業推進協議会	
		黒田庄町区農会長協議会	
	西脇市防除協議会	黒田庄町防除協議会	
	西脇商工会議所	黒田庄町商工会	
	西脇市観光協会	黒田庄町観光協会	
	社団法人西脇市・多可郡広域シルバー人材センター	社団法人西脇市・多可郡広域シルバー人材センター	同一団体
	西脇市勤労者福祉サービスセンター		
	北播磨雇用開発協会	北播磨雇用開発協会	同一団体
	西脇市労働者福祉協議会		
	教育関係	西脇市文化連盟	黒田庄町文化協会
西脇市PTA連合会		黒田庄町PTA協議会	
西脇市体育協会		黒田庄町体育協会	
		黒田庄町野球審判協会	
		黒田庄町バレーボール審判協会	
西脇市スポーツ少年団		黒田庄町スポーツ少年団連絡協議会	
「スポーツクラブ21ひょうご」西脇市推進委員会		「スポーツクラブ21ひょうご」黒田庄町推進委員会	
西脇市子ども会指導者連絡協議会		黒田庄町子ども会育成連絡協議会	
		黒田庄町野外活動協会	
		黒田庄町婦人会	

両市町の主な公共的団体等の例			備 考
区 分	西 脇 市	黒 田 庄 町	
議会・選管・監査公平関係	西脇市明るい選挙推進協議会	黒田庄町明るい選挙推進協議会	
その他出資法人等	西脇市公共施設管理協会		
	財団法人西脇市保健福祉公社		
	財団法人西脇市住民サービス公社		
	株式会社西脇地方卸売市場		
	西脇商連川東駐車場株式会社		
	財団法人北播磨地場産業開発機構	財団法人北播磨地場産業開発機構	同一団体
	財団法人西脇市文化振興財団		
	財団法人西脇市スポーツ振興財団		

先進事例	篠山市	<p>公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>各町共通の団体について</p> <p>ア 新町（市）との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>イ 郡単位の上級組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町（市）組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>各町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>
	西東京市	<p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整理に努めるものとする。</p> <p>2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2市独自の団体は、現行のとおりとする。</p>
	さぬき市	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>各町共通の団体について</p> <p>新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する</p> <p>国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。</p> <p>各町独自の団体について</p> <p>原則として現行のとおりとする。</p>
	静岡市	<p>新市の一体性の速やかな確保に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p>
	山県市	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>

協議第29号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

補助金・交付金等の取扱い
<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。</p> <p>同一あるいは同種の補助金・交付金等については、統一の方向で調整する。</p> <p>独自の補助金・交付金等については目的を明確化し、従来の実績等を考慮して調整する。</p>
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務・企画部会
協定項目	16 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。</p> <p>同一あるいは同種の補助金・交付金等については、統一の方向で調整する。</p> <p>独自の補助金・交付金等については目的を明確化し、従来の実績等を考慮して調整する。</p>		

(平成14年度決算額)

項目	現 西 脇 市			況 黒 田 庄 町		
	西脇市	黒田庄町	合計	黒田庄町	西脇市	合計
補助金	納税組合補助金	納税組合	26,349,000	納税組合報奨金	納税組合	2,520,505
	西脇市国際親善交流協会補助金	西脇市国際親善交流協会	1,390,000			
	地域振興活動費補助金	連合区長会	630,000	区長会補助金	区長会	1,400,000
	地区区長会長視察研修補助金	連合区長会	109,000			
	集会施設整備事業補助金	落方町、水尾町、野村町	3,610,000			
	地方バス等公共交通維持確保対策補助金	神姫バス(株)	27,866,455			
	コミュニティバス運行補助金	神姫バス(株)	7,900,000			
	西脇市公共施設管理協会運営補助金	同協会	47,486,156			
	西脇市駅西側駐車場整備管理事業補助金	野村町	3,000,000			
	地区生涯学習まちづくり事業補助金	各地区まちづくり委員会等	2,172,000			
				こころ豊かな地域づくり推進事業補助金	各地区地域活動推進委員会	2,100,000
	まちづくり計画策定補助金	比叡地区まちづくり推進委員会	70,000			
	まちづくり活動支援補助金	住吉水車村ほか1団体	200,000			
	民生委員活動事業補助金	民生児童委員協議会	2,437,500	民生児童委員協議会活動促進事業補助金	民生児童委員協議会	2,916,000
	児童委員活動費補助金	民生児童委員協議会	2,633,400			
	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会	25,050,500	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会	19,947,940
				ふれあいのまちづくり事業補助金	社会福祉協議会	1,500,000
			心配ごと相談所運営費補助金	社会福祉協議会	93,000	
			傷い軍人会補助金	傷い軍人会	20,000	
			遺族会補助金	遺族会	70,000	
			婦人共励会補助金	婦人共励会	50,000	

項 目	現 況			黒 田 庄 町		
	西 脇 市			黒 田 庄 町		
	マイクロバス運行管理事業補助金	社会福祉協議会	1,270,166			
	身体障害者スポーツ大会等補助金	身体障害者福祉協議会	150,000	身体障害者福祉協会補助金	身体障害者福祉協会	390,000
				地域福祉活動助成金	町老連・愛育班等	1,500,000
				愛育班活動助成金	愛育班	168,000
	心身障害者小規模通所援護事業補助金	手をつなく育成会	10,948,000	手をつなく育成会補助金	手をつなく育成会	400,000
				心身障害者小規模通所援護事業補助金	虹の会工房	6,481,760
	知的障害者自立生活訓練事業補助金	わっしょい	3,178,000			
	知的障害者生活ホーム運営補助金	生活ホームとも	397,000			
	知的障害者グループホーム運営補助金	グループホームとも 内ホーム	529,000			
	精神障害者小規模作業所運営事業補助金	白ゆり会家族会	14,936,480	白ゆり会作業所運営分担金	西脇市	1,425,118
	老人クラブ補助金	各町老人会	6,073,920	老人クラブ活動助成金	各地区老人会	1,491,840
	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会	1,806,000	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会	1,083,736
	地域改善対策啓発活動費補助金	部落解放同盟西脇市連合協議会	1,083,000			
	消費生活研究事業補助金	消費者協会	660,000	町消費者協会補助金	消費者協会	150,000
	保育所関係補助金	市内保育所等	96,587,738			
	西脇市保健福祉公社運営費補助金	同公社	10,193,919			
				保健衛生委員研修補助金	保健衛生委員会	215,000
	労働者福祉対策事業補助金	西脇市労働者福祉協議会	900,000			
	西脇市多可郡広域シルバー人材センター補助金	西脇多可郡広域シルバー人材センター	18,705,000	西脇市多可郡広域シルバー人材センター補助金	西脇多可郡広域シルバー人材センター	3,006,000
	兵庫県雇用開発協会補助金	兵庫県雇用開発協会	100,000	兵庫県雇用開発協会補助金	兵庫県雇用開発協会	34,000
	中小企業内訓練推進事業補助金	西脇地域職業訓練協会	3,320,000	中小企業人材養成費補助金	西脇地域職業訓練協会	134,000
	中小企業勤労者福祉共済事業補助金	西脇勤労者福祉センター	4,692,000			
				区農会長協議会補助金	区農会長協議会	420,000
				農業委員会補助金	農業委員会	540,000
				町特産物開発普及推進助成金	消費者協会	490,000
				特産品開発グループ補助金	特産品開発グループ	200,000
				農業を育てる会補助金	農業を育てる会	650,000
				集団麦作推進補助金	区農会	329,950
				特別栽培米推進補助金	特別栽培米同好会	100,000
				椎茸組合活動補助金	椎茸組合	100,000
				たばこ小売組合補助金	たばこ小売組合	20,000

項 目	現			況		
	西 脇 市			黒 田 庄 町		
				畜産公害環境衛生対策費助成金	和牛改良同志会	270,000
農業振興事業補助金	みのり農協	400,000				
水田営農推進補助金	西脇市営農組合事務協議会	1,160,300				
水田作付体系転換緊急実証事業補助金	西脇47農会	362,660		水田作付体系転換緊急実証事業補助金	みのり農協	247,850
				まちむら交流委託事業	実行委員会	900,000
				水稲損害防止委託事業	防除協議会	2,728,662
営農規模拡大奨励事業補助金	津万地区農会ほか	4,783,800		有機の里づくり推進事業補助金	有機農業同好会	700,000
				集団営農用機械施設整備事業補助金	区農会	1,000,000
野猪被害防止柵設置事業補助金	対象町	4,131,000		野生動物防護柵緊急設置事業補助金	対象転作組合	258,000
有害鳥獣駆除事業補助金	県猟友会西脇多可支部	300,000		有害鳥獣駆除委託事業	猟友会	300,000
生産調整推進対策円滑化事業補助金	西脇也区農会ほか46農会	6,837,800		水田農業経営確立対策町単独補助金	14区農会	5,420,296
北はりま田園空間博物館準備会助成金	北はりま田園空間博物館準備会	4,100,000				
商工業振興事業補助金	西脇商工会議所	4,240,000		町商工会補助金	町商工会	13,200,000
				町商工会地或活性化補助金	町商工会	1,800,000
中小企業団体振興事業補助金	西脇商工会議所	1,710,000				
地域商業対策事業補助金	西脇市商業連合会ほか	2,770,000				
西脇市観光協会補助金	西脇市観光協会	1,260,000		町観光協会補助金	町観光協会	1,200,000
地域活性化まつり補助金	実行委員会	1,140,000				
(財)北播磨地場産業開発機構補助金	同機構	6,000,000		(財)北播磨地場産業開発機構補助金	同機構	700,000
地域商業活性化支援事業補助金	西脇商工会議所	1,860,000				
中小企業事業資金信用保証料補助金	兵庫県信用保証協会	510,894				
西脇バイパス整備促進協議会補助金	西脇バイパス整備促進協議会	100,000				
消防施設等整備費補助金	対象消防団	2,249,098				
播丹中学校野球・陸上大会補助金	対象中学校	100,000				
中学校クラブ活動補助金(音楽)	対象中学校	272,050				
中学校クラブ活動補助金(体育)	対象中学校	1,825,370				
小学校クラブ活動補助金	対象小学校	362,100				
(財)西脇市岡之山美術館運営費補助金	同美術館	11,932,000				
P T A連合会等活動費補助金	P T A連合会・文化連盟	150,000		文化協会補助金	文化協会	880,000

現 況						
項 目	西 脇 市			黒 田 庄 町		
	子ども会指導者連絡協議会活動費補助金	子ども会指導者連絡協議会	100,000	子ども会育成連絡協議会補助金	子ども会育成連絡協議会	230,000
				子ども育成活動加補助金	子ども会等対象団体	176,082
	市人権・同和教育研究協議会補助金	市人権・同和教育協議会	2,430,000	多可郡人権・同和教育協議会補助金	多可郡人権・同和教育協議会	139,850
				人権啓発活動事業補助金	対象団体等	210,000
	西脇市体育協会補助金	西脇市体育協会	200,000	黒田庄町体育協会補助金	黒田庄町体育協会	1,200,000
				審判協会補助金(野球・バレーボール)	審判協会	150,000
				野外活動協会補助金	野外活動協会	100,000
				スポーツ少年団補助金	スポーツ少年団	700,000
	子午線マラソン大会補助金	実行委員会	2,000,000			
	スポーツ団体振興補助金	スポーツ振興財団	200,000			
	兵庫県高校駅伝東播磨地区予選補助金	県高等学校体育連盟東播磨支部	289,000			
				交通委員会活動補助金	交通委員会	640,000
				町単独事業(農業施設)補助金	事業施工地区	7,313,000
				町単独事業(土木施設)補助金	事業施工地区	14,700,000
				総合的な学習活動加補助金	小中学校	327,000
				芸術劇場補助金	小学校	160,000
				町指定研究会補助金	小学校	100,000
				芸術鑑賞補助金	中学校	150,000
				教育課程改善研修補助金	中学校	160,000
				野外活動加付添補助金	中学校	40,000
				修学旅行付添補助金	中学校	344,000
				進路指導補助金	中学校	100,000
				生活指導活動費補助金	中学校	100,000
				婦人会補助金	婦人会	300,000
				婦人会員研修補助金	婦人会	200,000
				自主文化事業振興補助金	対象団体等	300,000
交付金	政務調査費交付金	議会会派	625,280			
	保育料格差是正交付金	一般会計	20,106,090			
	保育料軽減措置交付金	一般会計	9,770,500			
	消防団運営交付金	西脇市消防団	1,420,000			

関係法令

地方自治法
(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

先進事例

市町名	調整内容
静岡市	補助金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実情等に配慮し、次の区分に応じて、調整するものとする。 両市で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討するものとする。 両市それぞれの独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。
ひたちなか市	2市の補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、予算措置の段階で検討するものとする。 なお、団体運営補助金については、 2市で同一あるいは同種の団体に補助しているものについては、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討するものとする。 独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。 他の補助金に整理できる補助金については、廃止するものとする。 また、事業補助金(融資制度を含む)については、 2市で同一あるいは同種の制度については、できるだけ早い機会に統一するものとする。 独自の補助制度については、従来の実績を尊重し、当分の間現行のとおりとする。 地域的に特殊な補助制度については、当分の間補助するものとする。 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。
亀山市 (予定)	両市町の補助金等は、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性や内容を検討し調整するものとする。 両市町の同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一できるよう調整する。 両市町における独自の補助金等については、従来の実績に配慮し、市域全体の均衡を保つよう調整する。 整理統合が可能な補助金等については、統合又は廃止できるよう調整する。
朝来市 (予定)	各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯や実情等に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から次のとおり調整する。 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 独自の補助金等については、従来の活動実績や地域の実情等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。 他の補助金に整理統合できる補助金等については、関係団体と協議し、統合の方向で調整する。

各種事業（防災関係事業）の取扱いについて

各種事業（防災関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（防災関係事業）の取扱い

地域防災計画については、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。
黒田庄町防災行政無線については、現行のまま新市に引継ぎ、その活用及び西脇市の区域への導入は新市において検討する。
防災関係機関及び団体等との協力協定については、新市において必要な見直しを行う。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">専門部会名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">総務・企画部会</td> </tr> </table>	専門部会名	総務・企画部会
専門部会名	総務・企画部会				
協定項目	22-5 各種事業（防災関係事業）の取扱い	関係項目	防災・防犯		
調整内容	地域防災計画については、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。 黒田庄町防災行政無線については、現行のまま新市に引継ぎ、その活用及び西脇市の区域への導入は新市において検討する。 防災関係機関及び団体等との協力協定については、新市において必要な見直しを行う。				

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>両市町で策定されている地域防災計画について一元化する必要がある。</p> <p>防災行政無線は黒田庄町のみ整備している。</p> <p>防災関係機関及び団体等との協力協定に差異がある。</p>	<p>合併後に再編する。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>合併後に再編する。</p>	<p>地域防災計画については、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。</p> <p>黒田庄町防災行政無線については、現行のまま新市に引継ぎ、その活用及び西脇市の区域への導入は新市において検討する。</p> <p>防災関係機関及び団体等との協力協定については、新市において必要な見直しを行う。</p>

現 況	
項 目	西 脇 市
地域防災計画	<p>1 地域防災計画策定状況 災害対策基本法第42条に基づき策定。平成9年度には、地震対策編、風水害対策編に分け、見直しをしている。また、毎年、人事異動や県の指導に基づき見直しを行っている。（6月の防災会議で審議）</p> <p>2 構成 地震対策編・風水害編同様 1章 総則 2章 防災組織計画 3章 災害予防計画 4章 災害応急計画 5章 災害復旧計画</p> <p>3 その他 地域防災計画は各課1冊配布。併せて、職員行動マニュアルを策定し、災害発生初動期の対応の周知徹底を図っている。 関係する規程等としては、避難所運営マニュアル。地域防災5ヵ年計画</p>
	<p>1 地域防災計画・水防計画策定状況 本計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、平成11年度版より新規策定し現在に至る。</p> <p>2 構成 風水害等対策編 第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画 地震災害対策編 第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 災害応急対策計画 第4編 災害復旧計画</p> <p>3 その他 地域防災計画は課長級へ配布。その他計画、マニュアルはなし。</p>

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
防災行政無線等	<p>《市防災行政無線》 なし</p> <p>《県衛星通信ネットワーク》 1 整備状況 衛星系アンテナ装置、衛星端局装置、簡易交換装置、音声一斉受令機、防災用電話機・直通電話機、防災用FAX、補完系無線装置、無停電電源装置、発動発電機</p> <p>2 利用状況 災害時における情報収集 気象情報</p> <p>《兵庫県災害対応総合ネットワークシステム》 1 整備状況 端末、無停電電源装置 2 利用状況 情報収集、関係機関及び団体との情報伝達</p>	<p>《町防災行政無線》 1 防災行政無線の整備状況 固定系親局、簡易中継局、屋外拡声子局7戸別受信機全戸、地区遠隔装置32台 移動系基地局、移動系5台 (車携帯型2台・携帯型3台)</p> <p>2 防災行政無線の利用状況 災害時における情報伝達・情報収集 平常時には行政連絡等町民放送・地区放送</p> <p>《県衛星通信ネットワーク》 1 整備状況 同左</p> <p>2 利用状況 同左</p> <p>《兵庫県災害対応総合ネットワークシステム》 同左</p>

項 目	現	況
	西 脇 市	黒 田 庄 町
防災関係機関及び団体等との協力協定	<p>西脇市多可郡広域消防相互応援協定 消防相互応援協定 西脇市・中町・加美町・八千代町・黒田庄町</p> <p>東播磨地域災害時における広域相互応援協定 東播磨地域に災害が発生した場合の職員派遣、物資の供給等 東播磨7市10町</p> <p>災害応援協定 西脇建設業協会との協定 水防活動用資機材の確保及び運搬 応急復旧のための重機、作業員、資材の確保、応急復旧作業、その他応急対策活動に必要な措置</p> <p>兵庫県広域消防相互応援協定 兵庫県下市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制の確立と大規模、特殊災害への対処を目的</p> <p>兵庫県水道災害相互応援に関する協定 水道災害相互応援活動 兵庫県知事・市町長・阪神水道企業長・西播磨水道企業団企業長・西播磨高原上下水道企業団企業長・淡路広域水道企業団企業長・日本水道協会兵庫県支部長・兵庫県簡易水道協会会長</p> <p>防災エキスパートの活用に関する協定 公共土木施設災害時における災害状況の把握、災害対策活動を円滑かつ効率的に実施するため。 財団法人兵庫県建設技術センター</p>	<p>西脇市多可郡広域消防相互応援協定 同左</p> <p>黒田庄町山南町消防相互応援に関する協定 消防相互応援協定 黒田庄町・山南町</p> <p>東播磨地域災害時における広域相互応援協定 同左</p> <p>兵庫県広域消防相互応援協定 同左</p> <p>兵庫県水道災害相互応援に関する協定 同左</p>

現		況
項	目	西 脇 市
		黒 田 庄 町
		<p>緊急時における生活物資の確保に関する協定（同覚書） 生活協同組合コープこうべ</p> <p>災害時における西脇市と西脇市内郵便局との相互協力に関する覚書 西脇市内郵便局代表者 西脇郵便局長</p> <p>兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協 定 兵庫県自治体病院間の災害発生時の応援協力のための協定</p> <p>川代ダム放流に伴う連絡体制 西脇市からの要請に基づく通知・連絡</p>
		<p>川代ダム放流に伴う連絡体制 河川法に定められた通知・連絡・警報 近畿地方建設局姫路工事事務所河川管理第一課・加古川大堰 兵庫県柏原土木事務所・社土木事務所 篠山市、山南町、黒田庄町、篠山・柏原・西脇警察署</p>

関係法令

【市町村地域防災計画】

災害対策基本法第42条

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のため調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消化、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3～5 省略

先進事例

市町村名	調整の方針
洲本市・五色町 (予定)	地域防災計画については、新市において速やかに策定する。 なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。
養父市 (予定)	1 地域防災計画については、災害対策基本法に基づき、新市に移行後、速やかに策定する。 2 自主防災組織は現行のまま新市に引き継ぐ。
加東市 (予定)	1 地域防災計画については、新市において新たに策定する。 2 防災会議については、新市において新たに設置する。
中町・加美町・八千代町(予定)	1 防災行政無線については、合併後速やかに統合する。 2 防災会議については、合併時に統合する。 3 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。なお、新町の地域防災計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぐ。

協議第31号

新市まちづくり計画（将来像）について

新市まちづくり計画（将来像）を次のように定める。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

平成 年 月 日確認

新市の将来像について

新市まちづくり計画検討小委員会では、3つの基本理念を踏まえ、協議会に提案する将来像として、以下の4案を選定しました。

将来像(キャッチフレーズ)/意図・イメージ	
第1案	<p>豊かな心 輝く自然 うるおいと活力あふれる共生都市 にしわき</p> <p>新市は、加古川水系や緑の山々など恵まれた自然を有しており、その中で、市民一人ひとりがお互いを思いやり、豊かな心を持って暮らすことができるまちの創造をめざします。</p> <p>そして、自然をはじめとする地域資源とそこに暮らす人々の活動が結びついて、まちの潜在能力を引き出し、未来に向かって躍動するまちをイメージしています。</p>
	<p>いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき</p> <p>市民一人ひとりが、お互いを思いやる心と命の大切さを尊重するとともに、恵まれた自然環境を再認識し、人と人、人と自然が共生するまちを創造していきます。</p> <p>そして、住んでいる人々の「いのち」が「いきいき」とするように、健やかで安心した生活を送ることができるまちづくりをすすめます。また、「自然」が「きらきら」と輝くように、自然環境に配慮した社会の構築をめざします。</p> <p>ひらがなが多くなるので「いきいき」「きらきら」は字体を変えます。</p> <p>「へそのまち西脇」が単なる地理的な中心ということだけではなく、「へそ=母子のつながり=生命の大切さ」という意味合いも言外に含んでいるため「いのち」ということばを使っています。</p>
第3案	<p>みどり輝き ひと集い やさしさ育むまち にしわき</p> <p>豊かな自然に囲まれた良好な環境を生かすとともに、北播磨の交流拠点として、活気とにぎわいをより一層創出し、人が集まるまちを創造していきます。</p> <p>そして、市民一人ひとりが、将来にわたって、いきいきと安心した生活を送れるように「やさしさ」を育み、ともに支えあい、人間らしさを実感できるまちをイメージしています。</p>
	<p>人つどい 心なごむ 匠さえる やさしさのあるまち にしわき</p> <p>北播磨の交流拠点として、活気と賑わいをより一層創出していくとともに、豊かな自然に囲まれた良好な生活環境の整備をすすめることによって、人が集まり、心が和むまちを創造していきます。また、新市が受け継いできた伝統や技術を十分にいかし、まちの持っている潜在能力を引き出して魅力を高めていきます。</p> <p>そして、市民一人ひとりがいきいきと安心感に包まれた生活ができるまちをめざし、すべての人にやさしいまちづくりをすすめていきます。</p>

1. 小委員会での検討経過

第2回小委員会（1月29日開催）では、西脇市と黒田庄町の長所（強み）と短所（弱み）をあげていきながら、新しいまちづくりをイメージするキーワード、全体像を表現するキャッチフレーズについて、近隣市町や他の協議会の例を参考にしながら、ワークショップ方式により協議いたしました。

第3回小委員会（2月23日開催）では、第2回小委員会でのワークショップで出された委員の意見を参考に協議した結果、新市の名前を入れたキャッチフレーズのほうが良いとの意見から『 ～ のまち にしわき』という構成を基本に考えていくことといたしました。

第4回小委員会（3月15日開催）では、これまでの協議などを踏まえ、取りまとめられた5つの案について協議しました。その中で、播州弁を入れたものはできないか、「北播磨の ～ 都市」という表現はどうか、など検討されましたが、新市名の「西脇」をやわらかいイメージが持てる「にしわき」として平仮名で入れ、子どもからお年寄りまで全ての人にわかりやすいキャッチフレーズがよいとの意見から、4つの案を選定いたしました。

2. 策定の視点

以下のような視点から、選定いたしました。

小委員会のワークショップであげられたキーワード
別紙のとおり
新市の特徴・特性が表現されているもの
例：豊かな自然、地場産業（播州織）、黒田庄和牛
基本理念（3つ）を統合したイメージのもの
活力あふれるまち、共生のまち、参画と協働のまち
将来を見据えて、めざすべきまちの姿のイメージにあうもの
例：人を主体にとらえる、安心感、共生、循環型社会
言葉が美しいもの（ゴロ、長短）
例：～ のまち にしわき
～ 北播磨の ～ 都市

3. サブタイトルについて

今回、新市まちづくり計画検討小委員会では、将来像のキャッチフレーズを検討した際に、サブタイトルの必要性について協議した結果、協議会で決定後、サブタイトルを付加するかどうかを検討することといたしました。

参考までに、小委員会の協議では、案として次のようなサブタイトルが考えられました。

～ 市民（住民）主体のまちをめざして ～
～ 好きです！ 明日のにしわき ～
～ 市民が主役（主人公）のまちをめざして ～
～ みんなに愛されるまちをめざして ～
～ 未来を見据え 希望豊かに老いを楽しむ 市民主体の地域社会 ～

4. 県内他地域の合併協議会・近隣都市の将来像（キャッチフレーズ）

都 市 名 等	将 来 像（キャッチフレーズ）
北但 1 市 5 町（豊岡市）	未来創造 ～豊かな自然と文化を活かしたやすらぎのまち～
氷上郡 6 町 （丹波市）	豊かな自然と歴史文化が織りなす 21 世紀に輝く人と自然の交流文化都市
養父郡 4 町（養父市）	響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷
三原郡 4 町 （南あわじ市）	「食」がはぐくむ ふれあい共生の都市 ～1人ひとりの笑顔がみえる生涯現役の風土づくりをめざして～
三 木 市	やすらぎのふるさと “ ガーデンシティみき ”
小 野 市	ひといきいき まちわくわく ハートフルシティおの
加 西 市	花と歴史と愛のまち かさい
篠 山 市	人と自然の調和した田園文化都市
三 田 市	人と自然が輝くまち・三田

小委員会で検討されたキーワードとキャッチフレーズ

【まちづくりのキーワード】

小委員会で出された西脇市・黒田庄町のまちづくりのキーワード					
自然、環境、循環型社会、有機農業	自然環境を活かしたまちづくり	自然環境	自然	環境	加古川 清流に戻したい
	水	里山	緑	土づくり	有機農業
	有機の里	循環型社会	資源循環型	循環型社会構造	恵み
	共生	癒しの風景			
支えあい、地域コミュニティ、自治、協働	地域	地域自治	コミュニティ	参画	分権
	小さな本庁 大きな支所	官民一体型の地域づくり	協働	住民に対する行政サービス強化(行政と住民のコミュニケーションをはかる)	競争の時を越え今支え合う社会
	支えあう				
健康、福祉	高齢者	福祉の充実	子育て支援(青少年の育成)	子育て	健康
地域資源、特産物	へそ	日本のへそ	北はりま田園空間博物館	黒田庄牛	播州織
	地域資源	特産物で日本一を目指す			
人、心	心豊か	心ふれあう街	心豊かな街	ひと	ひとの豊かさ
	思いやり	安らぎ			
その他	工芸都市	市財源確保を税収以外でいかに行うか	輝く	温暖穏やかな気候	隠れた観光開発
	個性	魅力	活性化	元気	生活レベルで格差の少ない共存共栄を重視すべきだ
	共存・共栄	情報の共有	連携	文化	生活環境
	歴史	潤い	いのち	融合	めぐる
	個性あふれる	うるおい	包まれる	いきいき	きらきら
	共鳴	つなぐ	いざない	ゆめ	実感
	共創	創生	共感		

網掛けは WS で出た新しいキーワード。太字は WS で強調されたキーワード。

【キャッチフレーズ】

小委員会で検討したキャッチフレーズ案			
水と緑	北播磨の人と文化が	織りなす	田園都市
豊かな自然		育む	
豊かな風土			
豊かな土壌			
命を大切に するへその街			
自慢のできるまちづくり			
加古川に育まれた人間性豊かな田園都市			
水・緑・ひとが輝く共生のまち			
日本のへそ豊かな自然が織りなす安心の町			
ひと、豊かな自然、歴史と文化織りなす交流の町			
ひとが輝き、自然と共生協働で地域が輝くまち			
高齢者にやさしいまち			
自然との共存を目指したまちづくり			
安全で安心して暮らせるまちづくり			
人と自然にやさしい環境づくり			
人と自然にやさしい環境づくり自然の融合するまち西脇			
自然と人との共生のまち西脇市			
大地の恵みと心のかよう豊かな都市			
心のタスキでつなぐ明るい未来			
川の流れの豊かさと、人の心の豊かさがうれしいまち			
ご縁って不思議ですね、西脇が好きです			
いのちイキイキ 自然キラキラ 共生のまち 西脇			
人が輝き 集い 未来を創る 感動(共生)のまち 西脇			
心豊かな人と 自然豊かな加古川に育まれた 北播磨の田園共生都市 ～次世代につなぐ(をつくる) 持続可能な地域社会の創造～			
<に・し・わ・き>			
にんげん味あふれる心豊かなまち			
しぜんとともに生きる共生のまち			
わくわくするような出会いと発見のまち			
きぼうにみちた可能性がひろがるまち			
人と自然が融合する 日本のへそ 共存共栄都市 西脇			
自然が踊り 人が集い まちが歌う			
人いきいき！自然きらきら！ 個性あふれる協働のまち			
人が輝き 未来を創る			
人の心があたたかい 緑の風とやさしさにあえる			
人集う 心が和む 技光る やさしさにあえるまち にしわき			
人が輝き 未来を織りなす 元気都市			
心あたたまる協働のまち			

網掛けは WS で出た新しいキーワード。太字は WS で強調されたキーワード。

新市まちづくり計画の将来構想（体系図）

